

様式第4号・その1(第7条関係)

平成29年4月21日

伊万里市議会議長 盛 泰子 様

氏名 東 真生 

平成28年度伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙の
とおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第4号・その2 (第7条関係)

平成28年度政務活動費収支報告書

議員名 東 真五

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費	41,020 64,240	
調査旅費	64,240 41,020	
資料作成費	0	
資料購入費	9,876	
広報費	0	
広聴費	0	
人件費	0	
事務所費	60,000	
その他の経費	30,000	
合 計	205,136	

3 残 額 44,864 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第5号・その1 (第7条関係)

(1研修1枚作成)

研 究 研 修 費

(支出明細書)

研修内容 又は目的	あなたの質問を画期的に変える集中講座		
研修年月日	平成29年1月25日～ 1月26日	宿泊の有無	①有・無
研修場所	リファレンス博多駅東ビル		
経 費 明 細 書			
会 場 費			
講 師 謝 礼			
出席者負担金	45,000		
会 費			
旅 費	19,240		
宿 泊 費			
その他の経費			
合 計	64,240-		

政務活動費 旅費計算書

旅行者 (10)東議員、(11)井手勲議員、(13)馬場議員、(15)梶山議員

期間 平成29年1月25日～1月26日(1泊2日)

行き先 リファレンス博多駅東ビル

内容 あなたの質問を画期的に変える集中講座(1/25～26)

(単位：円)

項目	金額	摘要
運賃	2,940	伊万里～姪浜(往復)
	600	姪浜～博多(往復)
宿泊料	13,100	13,100円×1泊
交通費	2,600	政令指定都市 1,300円×2日
計	19,240	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

領 収 証

東真生様

29 年 1 月 25 日

★ ￥45,000

但 1/25 10:00~「質問準備のその前に」、
1/25 14:00~「質問準備の効果的な方法」、
1/26 10:00~「議会や委員会での質疑やりとり向上研修」
3講座 研修会受講代として

上記正に領収いたし

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

平成 29 年 2 月 3 日

研 修 報 告 書

報 告 者：東 真生

日 時：平成 29 年 1 月 25 日～平成 29 年 1 月 26 日

研修内容：あなたの質問を画期的に変える集中講座

「議員活動がガラリと変わる」

講 師：宮本正一（医療・健康問題研究所代表）

研修場所：福岡県福岡市博多駅東 1 丁目 16-14

リファレンス駅東ビル

今回は、「あなたの質問を画期的に変える集中講座」の内、①質問準備とその前に、②質問準備の効果的な方法、③議会や委員会での質疑やりとり向上研修の 3 講座を受講しました。

講師は、宮本正一先生で、寝屋川市議会を 5 期 20 年努められ現在は、医療・健康問題研究所代表を務められ、「脳と人間行動の関係」を研究されています。

議員経験のある講師ということで講義は、講師自身の経験を基に勧められました。まず初めに、議員として当選して満足するのではなく、議員として何を行うかを大事にするよう伝えられ、資格を所得するなどの経歴の仕入れを行い選挙毎に経歴を更新するよう勧められ講師も議員時代に神戸大学ビジネススクールで MBA（経営学修士）、大阪市立大学大学院医学研究科で医学博士号（公衆衛生学）を所得されています。このように資格を所得し知識を深めることで質問を行うときの専門性を高め深く掘り下げた質問ができるとのことでした。また、質問は行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであり、ただ単に執行機関に所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してなく、所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的に効果がある。そのためには、質問は大局からの視点を大事にし、質問の背景を細かく調査し、市の総合戦略や計画等を確認し、あてはまる事業をピックアップしバックグラウンドは細いが、裾野の広い質問を行うことが効果的で効果的であると伝えられました。

今回の研修では、講師の経験からなる具体的な事例を多くあげられた他、質問の骨子を作るための表などを紹介され今後の質問を向上させることが出来ると感じました。

様式第5号・その2 (第7条関係)

(1調査1枚作成)

調 査 旅 費

(支出明細書)

調 査 目 的	①日南市長とまちづくりについて意見交換 ②③まちづくりについて現地視察
調 査 地	①宮崎県日南市紋所 ②油津商店街 ③飲肥城下町保存会
調 査 年 月 日	平成28年 7月 14日 ~ 平成28年 7月 14 ¹⁵ 日 (宿泊の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)
調 査 結 果	別紙のとおり
経 費 明 細 書	
旅 費	41,020
そ の 他	
合 計	41,020

政務活動費 旅費計算書

旅行者	(10)東真生議員
期間	平成28年7月14日～7月15日(1泊2日)
行き先	①7/14宮崎県日南市役所 ②7/15油津商店街(日南市) ③7/15飫肥城下町保存会(日南市)
内容	①日南市長とまちづくりについて意見交換 ②、③まちづくりについて現地視察
備考	

※パック領収書添付 (単位：円)

項目	金額	摘要
運賃	920	伊万里～有田(往復)
	14,980	有田～新八代(往復)
	8,540	新八代駅前～宮交シティ(往復・高速バス)
	1,880	南宮崎～日南(往復)
宿泊費	13,100	13,100円×1泊
交通費	1,600	800円×2日
計	41,020	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

平成28年 7月29日

視 察 報 告 書

報告者：東 真生

日 時：平成28年7月14日～平成28年7月15日

視察内容：日南市長とまちづくりについて意見交換

油津商店街及び飢肥城下町まちづくり現地視察

視察場所：宮崎県日南市役所、油津商店街、飢肥城下町

今回は、佐賀県内の市町村議会議員で構成する佐賀政談会による視察研修として宮崎県日南市にて視察を行った。

日南市長の崎田市長は、「林英臣政経塾」でともに学んだ仲間として今回の視察を快く引き受けていただきました。公務の忙しい中、崎田市長自ら時間を割いて対応を行っていただいた。

初日は、日南市役所において崎田市長とまちづくりについての意見交換会を行った。日南市では、業務対応の迅速化並びに透明化を図っており武雄市同様SNSを利用した職員の情報の共有に取り組んでおられる。また、「創客創人」を市の理念と掲げ、「様々な分野において、今あるもの、資源の中から、人々が望む価値を見出し、それを実現する製品やサービスなどを創りだし、新しい需要＝客を創りその客を幸せにする仕組みを創れる人財を育てる」を目標とし、行政が主体となりまちづくりをけん引する取り組みを行われている。その取り組みの一つとして「地域おこし協力隊」の活躍が全国的にも有名である。

「地域おこし協力隊」としては二名の雇用を行い、それぞれの役割として外需の拡大と内需の拡大に取り組まれている。外需の拡大については、マーケティング専門官として田鹿氏を起用され日南市外から外貨を獲得し、市内雇用の拡大を目指すことを目的とし、主にIT企業の誘致を行われている。IT企業の誘致においてはマーケティング戦略として「日本一組みやすい自治体」への挑戦を掲げ、地域資源と企業のリソースを活用し一緒に事業を作っていける自治体を目指されている。また、市民向けには、市内に眠る労働力を掘り起こし、収入を向上させることで地元に住み続けられるまちづくりを目指し、「日南市民向けテレワーカー育成プロジェクト」等の取り組みを行われていた。内需の拡大については、テナントミックスサポートマネージャーとして、木藤氏を起用し、日南市内の消費循環の促進並びに、魅力ある商店街の復活を目的に油津商店街を中心に市街地活性化に取り組まれている。

二日目は、油津商店街と飢肥城下町の現地視察を行った。

油津商店街ではテナントミックスサポートマネージャーの木藤氏より油津商店街の取り組みについての説明を頂いた。油津商店街では次世代にどうやってまちを継承していくかをテーマとした取り組みを行っておられる。木藤氏は崎田市長より、

・空き店舗活用の検討、業種バランスなどの配置計画の策定及び事業者の誘致、並びに適正な配置（目標：4ヶ年で20店舗誘致）

・タウンマネジメント体制の整備

・にぎわい創出に係るソフト事業等のサポート及び協働体制の構築

・その他中心市街地活性化に資する新規事業の提案及び実施

・商店街等の既存店舗の経営改革等に係るリニューアル指導・支援及び商店主、地権者との信頼関係の構築

を事業目標達成の指標として与えられ商店街再生に向けた取り組みを行われており、着任後3年で16店舗の新規出店を達成されていた。また、商店街の店舗数が増えたことで商店街の通行量が2.5～3倍に増えたことも実績として挙げられている。実際商店街を歩いてみたが、IT企業の進出によりおしゃれな外観の事務所や若い世代の女性をターゲットとした飲食店等が多く明るい感じを受けた。

飢肥城下町では、「食べ歩き・町あるき散策マップ」を活用し、城下町で使える金券の販売を行いまちあるきでの誘客を図っておられた。

今回の視察では、市長と地域おこし協力隊の連携強化によるまちづくりについて大きな学びとなった。特に、崎田市長においては、行政の決定力の迅速化に努められ、日本一フットワークの軽い首長、日本一意思決定の早い首長を目指すといわれており実際に行動されている点が見受けられた。また、商店街の活性化では、若者の流出を止めることが地域経済の活性化につながるという観点から、若い世代の雇用の確保に努められ同時にそれが商店街の活性化につながっていることが実感できた。伊万里市においても若者の流出にて人口の減少が進んでいるため「まちなか壺番館」を中心としたまちづくりの拠点づくりに取り組んでいるが、その活動を活性化できるヒントが多く得ることのできた視察になった。

様式第5号・その4 (第7条関係)

(年間分)

資 料 購 入 費

(支出明細書)

経 費 明 細 書			
項 目	内 容	金 額 (円)	備 考
図 書	図書名		
月 刊 誌 等	誌名		
新聞購読料	新聞名 しんぶん 赤旗	9,876	2016年4月 ～2017年3月
家庭用新聞名	全国農業新聞		経費に含まない。(第1紙)
そ の 他			
合 計		9,876	

東 真生

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

9, 876, 円

様

新聞・雑誌名

部数

金額

「しんぶん赤旗」日曜版

1

823

2016/4～2017/3月分迄

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

赤旗伊万里販売所

伊万里市山代町楠久575-7

TEL・FAX 0955-28-4333

領収日 2017
3/31

扱
者



様式第5号・その8 (第7条関係)

(年間分)

事 務 所 費

(支出明細書)

事務所の場所	佐賀県伊万里市船越町 1-203-2
賃借料	¥60,000- (¥180,000 × 1/3 = 60,000)
光熱水費	
消耗品購入費	
備品リース料	
事務機器リース料	
その他	
合計	¥60,000-

土地賃貸借契約書

(甲) 賃貸人 脇田町財産組合 組合長 [Redacted]

(乙) 賃借人 東真生

との間に、次のとおり土地賃貸借契約書を締結します。

第一条 甲はその所有する次に表示の土地・建物を賃借人に賃貸し、乙はこれを賃借することを約します。
土地の所在場所 佐賀県伊万里市脇田町一〇三二一

建物の所在場所 佐賀県伊万里市脇田町一〇三二一
(一) 種類 倉庫 (二) 構造 木造瓦葺平屋建て (三) 床面積

第二条 賃貸借の期間は平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日までの一年間とする。期間満了の一个月までに、双方より書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

第三条 賃料は、「毎月金一萬五千円也」とし、乙は指定期日までに支払うものとする。ただし、その賃料が経済事情、公租公課の増加、近隣の賃貸との比較等により不相当と鳴ったときは、甲は契約期間中に係わらず賃料の増加の請求をすることができるものとする。

第四条 乙は、本件土地・建物を事務所及び倉庫に使用するほか、他の用途に使用してはならない。

第五条 乙は、次の場合には事前に甲へ書面による承諾を受けなければならない。

- 一 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
- 二 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第六条 第五条、一の建物の模様替えまたは、造作その他工作をするときの費用は全て乙の負担とする。

第七条 乙が次の場合の何れかに該当したとき、甲は催告をせず直ちに本契約を解除する事ができるものとする。

- 一 賃料の支払いを怠ったとき
- 二 賃料の支払いが遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三 長期不在により賃借権の行使を継続する意図がないと認められたとき。
- 四 前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

第八条 建物の部分的な修繕は、乙が費用を負担して自ら行うものとする。

第九条 乙の責に帰すべき事由によつて建物を破損または損失したときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第十条 甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気・水道・ガス等の使用料を負担するものとする。

第十一条 乙は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件（模様替えまたは造作その他の工作物を含む）を全部除去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあれば全てこれを現状に復した上で、甲の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとし、ます。

第十二条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は、合意しました。

第十三条 (特約事項) 以下空白

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書を二通作成し甲乙それぞれ署名押印の上、各自一通を所持保管します。

平成 26 年 3 月 31 日

(甲) 賃貸人

住所 [Redacted]

(乙)

氏名

脇田町財産組合
組合長 [Redacted]

(丙) 賃借人

住所

佐賀県伊万里市脇田町二七八番地二

(丁)

氏名

東 真生



事務所費支払い証明書

請求者住所 : 佐賀県伊万里市脇田町1287-2

請求者氏名 : 東 真生

事務所所在地 : 佐賀県伊万里市脇田町1-203-2

年月	金額	収納年月日
H28年4月~12月	¥135,000-	H28年12月14日
H29年1月~3月	¥45,000-	H29年3月31日
合計	¥180,000-	

上記の事務所は、収納済みであることを証明します。

平成 29 年 3 月 31 日

脇田町共有財産組合
組合長

様式第5号・その9（第7条関係）

（年間分）

そ の 他 の 経 費

（支出明細書）

項 目	内 容	金 額	(円)
通 信 費	携 帯 電 話 料		円
	インターネット関連費用	年額 2500 円 ×	% = 円
	タブレット型端末通信料	2,500 × 12ヶ月 = 30,000	
合 計		30,000 円	

【携帯電話料明細】

月	支出額	支出額の1/2	対象経費
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

備考 対象経費は、支出額の1/2とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、月額3,000円を限度とする。

iPad通信料入金状況

東 真 生 様

入金年月日	入金額	備考
平成 28 年 4 月 21 日	5,397.	H28.4月分
平成 28 年 5 月 20 日	5,397 .	H28.5月分
平成 28 年 6 月 21 日	5,397	H28.6月分
平成 28 年 7 月 21 日	5,397 .	H28.7月分
平成 28 年 8 月 19 日	5,398.	H28.8月分
平成 28 年 9 月 21 日	5,398	H28.9月分
平成 28 年 10 月 21 日	5,398	H28.10月分
平成 28 年 11 月 21 日	5,398	H28.11月分
平成 28 年 12 月 21 日	5,398 .	H28.12月分
平成 29 年 1 月 20 日	5,398	H29.1月分
平成 29 年 2 月 21 日	5,397 .	H29.2月分
平成 29 年 3 月 21 日	5,397 .	H29.3月分
合 計	64,770 .	

伊万里市議会議員会へのiPad通信料の入金状況は、
上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 29 年 3 月 21 日

伊万里市議会議員会 代表 盛 泰子